

いなべ市の特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

(平成19年4月 文部科学省初等中等教育局長通知より)

1 多様な学びの場

特別支援学校

特別支援学校に入学し、特別なカリキュラムにより、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行います。

- 視覚障がい
- 聴覚障がい
- 知的障がい
- 肢体不自由
- 病弱

特別支援学級

小中学校に設置された特別支援学級に入級し、通常の学級に準じた特別なカリキュラムにより、一人ひとりの特性に応じた教育を行います。特別支援学級で学習する授業時数は原則として週の半分以上を目安とします。

- 知的障がい
- 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 弱視
- 難聴
- 言語障がい
- 自閉症・情緒障がい

通級指導教室

小中学校の通常の学級に在籍し、週に1回程度、特別な場で専門的な教育を行います。

- LD・ADHD など
- 言語障がい

通常の学級

小中学校の通常の学級において、担任や支援員が必要に応じ個別の指導を行います。

2 就学先の決定までの流れ

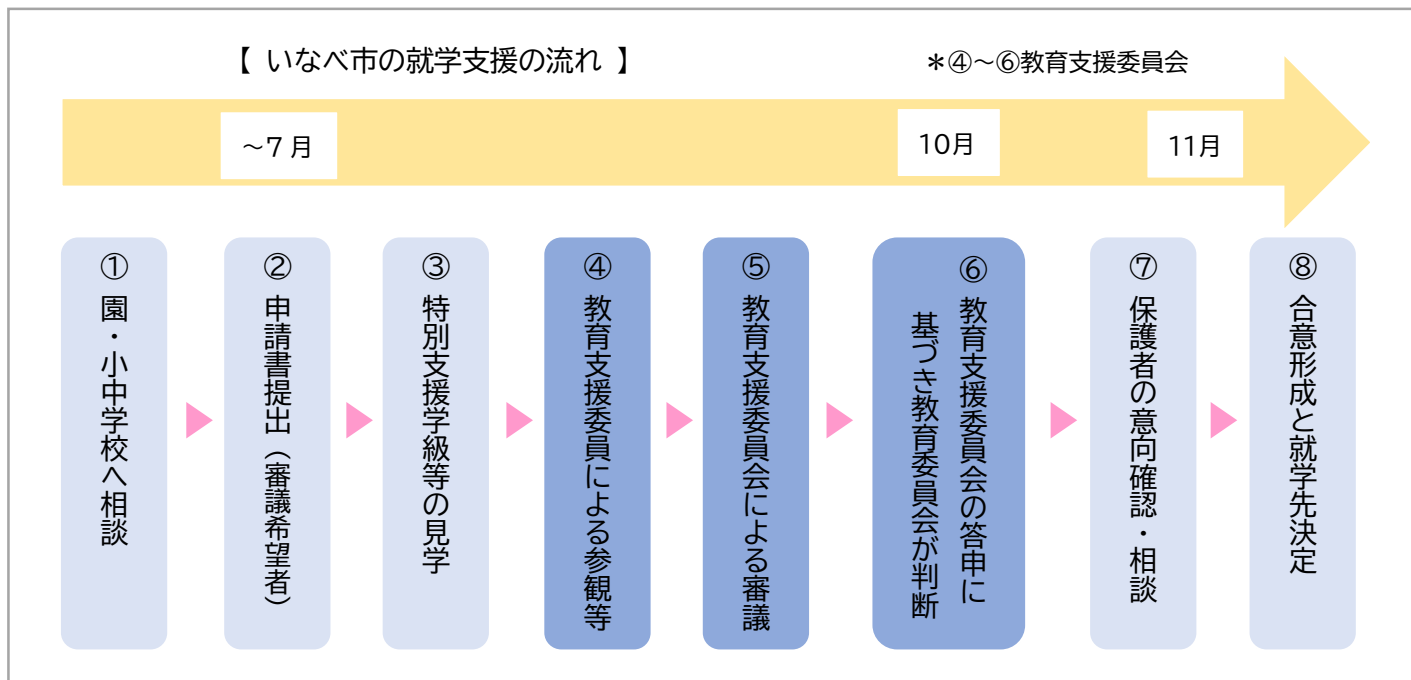
特別な支援を必要とするお子さんの就学にあたっては、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級のどの学びの場が適しているか、在籍園・学校等と相談しながら決めていきます。

いなべ市教育委員会では、お子さんに必要な支援や就学先について専門的に検討するため、「教育支援委員会」を設置しています。この委員会には、教育・医療・心理などの専門家が参加し、園や学校での様子、保護者の意向、医療・福祉の情報などを総合的に見ながら、お子さんにとってより良い学びの場を一緒に考えていきます。

なお、就学や進級時などに決定した学びの場は、固定したものではなく、それぞれのお子さんの発達の程度、適応状況などを勘案しながら、必要に応じて転級・転学を行うことができます。

【 いなべ市の就学支援の流れ 】

*④～⑥教育支援委員会



県立特別支援学校への就学については、いなべ市教育委員会が園や学校での様子、保護者の思いなどをまとめて県へ伝え、三重県教育委員会が最終的に判断します。入学が決まった場合は、1月に「入学通知書」が在籍園・学校を通じて届きます。

お子さんの就学に向けて、不安に感じていることや疑問がございましたら、いなべ市教育委員会でも随時「就学相談」を受け付けております。在籍園・学校へお気軽にご相談ください。



三重県教育委員会 HP
特別支援学校

3 いなべ市相談支援ファイル「ハピネスファイル」の活用

ハピネスファイルは、特別な支援が必要なお子さんの情報をまとめ、就学・進級・就労など環境が変わっても支援が続くように活用するファイルです。本人や保護者と関係機関が連携し、ライフステージに応じた相談や支援計画に役立てます。詳しくは右の QR コードをご覧ください。



いなべ市役所 HP
発達支援課

4 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障がいの有無に関わらず、お互いを理解し、共に学び合う取り組みです。ふれあいを通して思いやりや社会性を育てる「交流」と、教科の学びを深める「共同学習」をあわせて行うことで、子どもたちの自立や社会参加につながる大切な機会となります。学校種や学級に関わらず、ともに学ぶ経験を大切にしながら取り組んでまいります。

＝ お問い合わせ先・相談機関 ＝



いなべ市健康こども部 発達支援課 TEL 0594-86-7825
いなべ市教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0594-86-7844